

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
金剛山国有林治山災害復旧調査業務 （奈良県御所市（金剛山国有林）） H29.11.22～H29.12.22 （建設コンサルタント（災害復旧調査））	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 高野 浩文	大阪府大阪市 北区天満橋1-8-75	平成29年11月21日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪府大阪市 都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	平成29年10月発生台風21号による集中豪雨により、金剛山国有林内で山腹崩壊が発生した。崩壊地には、多量の不安定土砂や倒木が堆積しており、今後の降雨等により下流域の浄水場・人家等へ流出する恐れが高いため、早期な復旧対策を施工する必要がある。このため、以下の業務を早期に実施し、具体的な工種工法を作成するため緊急随意契約を実施した。 ①現地地形の調査・測量及び崩壊原因の因子の確認 ②保全対象被災状況調査及び写真撮影等を実施 ③災害復旧事業に適した復旧計画を樹立 ④具体的な工種及び工法の作成	8,175,600	7,624,800	93.2%	-	-	-	-	-	-	-
桜股地区治山災害復旧調査業務 （奈良県吉野郡野追川村（桜股地区）） H29.11.22～H29.12.22 （建設コンサルタント（災害復旧調査））	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 高野 浩文	大阪府大阪市 北区天満橋1-8-75	平成29年11月21日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪府大阪市 都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	平成29年10月発生台風21号による集中豪雨により、当地区の所在する市町村においては、住家一部損壊・全壊、床上下浸水等の被害が発生した。地区内の治山施設については、被災するまでの間、良好に渓流の縦横浸食の防止、山腹勾配の緩和、雨水の分散等の機能を発揮していたが、異常豪雨により山腹内の堆積土砂に含まれる水分が飽和し、斜面の不安定化を招き、既設治山施設の破壊を伴いながら崩壊し、河川へ流出した。 今後の降雨等により被災が進行すれば山腹及び渓流荒廃が進み、更なる土砂流出を引き起こす危険性があるため、以下の業務を早期に実施し、復旧計画を策定する必要があることから緊急随意契約を実施した。 ①現地地形の調査・測量及び崩壊原因の因子の確認 ②保全対象被災状況調査及び写真撮影等を実施 ③災害復旧事業に適した復旧計画を樹立 ④具体的な工種及び工法の作成	5,238,000	4,968,000	94.8%	-	-	-	-	-	-	-
濁谷地区治山災害復旧調査業務 （奈良県吉野郡十津川村（濁谷地区）） H29.11.22～H29.12.22 （建設コンサルタント（災害復旧調査））	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 高野 浩文	大阪府大阪市 北区天満橋1-8-75	平成29年11月21日	国土防災技術株式会社 大阪支店	大阪府大阪市 都島区東野田町1-10-13	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	平成29年10月発生台風21号による集中豪雨により、当地区の所在する市町村においては、住家一部損壊・全壊、床上下浸水等の被害が発生した。地区内の治山施設については、被災するまでの間、良好に渓流の縦横浸食の防止等の機能を発揮していたが、異常豪雨により渓流が異常増水したため、谷止基礎部が浸食を受け流出した。 今後の降雨等により被災が進行すれば渓流荒廃が進み、更なる土砂流出を引き起こす危険性があるため、以下の業務を早期に実施し、復旧計画を策定する必要があることから緊急随意契約を実施した。 ①現地地形の調査・測量及び崩壊原因の因子の確認 ②保全対象被災状況調査及び写真撮影等を実施 ③災害復旧事業に適した復旧計画を樹立 ④具体的な工種及び工法の作成	3,909,600	3,564,000	91.1%	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。